

## 東三河地域水循環再生地域協議会設置要綱（案）

## （目的）

第1 東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、東三河地域水循環再生地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議会の行う協議・活動）

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。

- （1） 水循環再生の推進に関する事項。
- （2） 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- （3） 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- （4） その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

## （構成）

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体、市町村、国及び県の関係機関で組織する。

## （運営）

第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座長の代理を務める。

## （行動計画フォローアップチーム）

第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。

- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境局環境政策部水大気環境課長を、サブリーダーは建設局河川課長をもって充てる。
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

## （外部関係者の出席）

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （事務局）

第7 事務局は、環境局環境政策部水大気環境課及び建設局河川課で構成し、環境局環境政策部水大気環境課が代表する。

附 則  
この要綱は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 25 年 2 月 7 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成 31 年 2 月 19 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 7 年 2 月 日から施行する。

別表 1

## 東三河地域水循環再生地域協議会

| 区 分         | 所属             | 役職等       |
|-------------|----------------|-----------|
| 座長          | 豊橋技術科学大学       | 准教授 横田久里子 |
| 事業者・県民・民間団体 | 新城森林組合         | 組合長       |
|             | 豊橋農業協同組合       | 組合長       |
|             | 愛知東農業協同組合      | 組合長       |
|             | 蒲郡漁業協同組合       | 組合長       |
|             | 豊川上漁業協同組合      | 組合長       |
|             | 豊橋商工会議所        | 専務理事      |
|             | 豊川商工会議所        | 専務理事      |
|             | 豊川総合用水土地改良区    | 理事長       |
|             | 朝倉川育水フォーラム     | 理事長       |
| 市町村         | 豊橋市            | 市長        |
|             | 豊川市            | 市長        |
|             | 蒲郡市            | 市長        |
|             | 新城市            | 市長        |
|             | 田原市            | 市長        |
|             | 設楽町            | 町長        |
|             | 東栄町            | 町長        |
|             | 豊根村            | 村長        |
| 国           | 中部地方環境事務所      | 環境対策課長    |
|             | 中部地方整備局豊橋河川事務所 | 所長        |
|             | 中部地方整備局三河港湾事務所 | 所長        |
|             | 水資源機構中部支社      | 次長        |
| 県           | 東三河総局          | 総局長       |
|             | 東三河総局新城設楽振興事務所 | 所長        |
|             | 新城設楽農林水産事務所    | 所長        |
|             | 東三河農林水産事務所     | 所長        |
|             | 新城設楽建設事務所      | 所長        |
|             | 東三河建設事務所       | 所長        |
|             | 三河港務所          | 所長        |
|             | 農業水産局          | 局長        |
|             | 農林基盤局          | 局長        |
|             | 建設局            | 局長        |
|             | 環境局            | 局長        |

別表 2 東三河地域水循環再生地域協議会 行動計画フォローアップチーム

| 区 分         | 所属             | 役職等          |
|-------------|----------------|--------------|
| 事業者・県民・民間団体 | 新城森林組合         | 参事           |
|             | 愛知東農業協同組合      | 企画課長         |
|             | 蒲郡漁業協同組合       | 参事           |
|             | 豊橋商工会議所        | 事務局次長        |
|             | 豊川総合用水土地改良区    | 事務局長         |
|             | 朝倉川育水フォーラム     | 事務局          |
| 市町村         | 豊橋市            | 関係課長         |
|             | 新城市            | 関係課長         |
|             | 田原市            | 関係課長         |
| 国           | 中部地方整備局豊橋河川事務所 | 事業対策官        |
|             | 中部地方整備局三河港湾事務所 | 企画調整課長       |
| 県           | 東三河総局          | 環境保全課長       |
|             | 東三河総局新城設楽振興事務所 | 環境保全課長       |
|             | 新城設楽農林水産事務所    | 農政課長         |
|             | 東三河農林水産事務所     | 農政課長         |
|             | 新城設楽建設事務所      | 河川整備課長       |
|             | 東三河建設事務所       | 河川港湾整備課長     |
|             | 三河港務所          | 建設課長         |
|             | 建設局            | 河川課長         |
|             | 環境局            | 環境政策部水大気環境課長 |